

平成 19 年度 都市内分権推進事業の概要

1 市民の理解促進

住民自治組織の設置促進及び自発的で活発な活動のためには、地区住民の理解と協力が必要不可欠である。そのため、あらゆる機会を捉え、地区住民に対し説明をするとともに、広報ながのへの特集記事の掲載や周知パンフレットの全戸配布などを実施する。

(1) 各種説明会・意見交換会・出前講座の実施

地区活動支援担当と連携する中で、各地区の検討会や準備会等における住民自治協議会設立に関する説明会や、住民自治協議会の設立後に新たに生じた課題について意見交換会を随時実施する。

また、行政区や団体等の単位での市政出前講座も随時実施する。

(2) 広報ながのへの特集記事掲載

都市内分権の必要性等基本的な事項や、既に設立されている住民自治協議会の活動について、広報ながの 11 月 1 日号（予定）に特集記事を掲載し市民への周知を図る。

(3) 周知用パンフレットの作成・配布

既に設立されている住民自治協議会の活動を中心として掲載し、住民自治協議会の具体的なイメージなどを、市民へわかりやすく周知するパンフレットを作成し、広報ながの 9 月 1 日号（予定）と併せて全戸へ配布する。

(4) 住民自治協議会設立及び活動マニュアル（第二版）の作成

既に設立された住民自治協議会の取り組みを参考として、現行の住民自治協議会設立及び活動マニュアルを見直し、必要な事項を追加・修正した第二版を作成し、各地区住民自治協議会、準備会並びに検討会等へ配布する。

2 住民自治協議会の設立支援

(1) 住民自治組織設立支援補助金

住民自治協議会の設立を促進するため、各地区における設立に向けた取り組みに対し補助金を交付するもの。

① 交付対象

各地区設立準備会が行う会議に係る経費や地区住民への周知に係る経費に対し補助金を交付する。

② 交付上限額

ア 均等割額 1 準備会当たり 20,000 円

イ 世帯割額 1 世帯当たり 17 円×前年度 1 月 1 日現在の世帯数

③ 補助率

10 分の 10

(2) 職員による支援

① 支所及び地区活動支援担当による支援

当該地区の支所及び地区活動支援担当を中心に、住民自治協議会設立へ向けた住民の取り組みを支援する。

② ボランティアの市職員による支援

住民自治協議会の設立へ向けた準備段階の取り組みに対し、ボランティアとして支援する地区居住の意欲ある市職員を、地区活動支援担当が募集、または個別に依頼し、活動を支援する。

(3) まちづくりに関する講師等の派遣

各地区の設立準備会や住民自治協議会設立総会等において、地区住民の理解促進を目的として自主的に実施する講演会等に対し講師を派遣する。

また、設立準備会において地区内の課題の洗い出しを行い、課題解決のための実施事業を計画する中で、専門的な助言が必要となった場合には、アドバイザーやワークショップのファシリテーター（司会進行役）を派遣する。

①派遣者

先進都市の住民組織代表者や課題別の専門家など、講師の選定については、各地区の設立準備会等と相談の上決定する。

ファシリテーターについては、総合計画策定や公民館事業の中で実績のある者から選定する。

②派遣方法

各地区1回限りとし、設立準備会等からの要請により派遣する。

3 住民自治協議会の活動支援

(1) ずくだし支援事業交付金

住民自治協議会の継続的かつ活発な事業展開を促すことを目的として、交付金を交付するもの。

①交付上限額

・運営費にかかる交付金

ア 均等割額 1住民自治協議会当たり 35,000 円

イ 世帯割額 1世帯当たり 14 円×前年度1月1日現在の世帯数

・事業費に係る交付金

ア 均等割額 当該年度予算の 20%を 30 で除した額

イ 世帯割額 当該年度予算の 80%×（当該地区世帯数／総世帯数）

②補助率

100 分の 80 以内

(2) 活動拠点の確保

住民自治協議会の活動拠点の確保に努める。確保に当たっては、専門部会において具体的な検討を進める。

(3) 職員地区サポートチームによる支援

住民自治協議会設立の都度、職員地区サポートチームを編成し、住民自治協議会の要請に応じ、ボランティアとしてその活動を側面的に支援する。

①職員地区サポートチームの編成

住民自治協議会が設立された地区ごとに、ボランティアによる職員地区サポートチームを編成する。1チームにつき 10 人程度のメンバーを確保するよう配慮する。

②サポートチームに対する研修

編成の都度、活動に必要な研修会を開催する。

③活動のための保険への加入

メンバーが安心して活動できるよう、傷害及び損害賠償に対する保険に加入する。

4 地区活動支援担当への支援

地区活動支援担当の役割として、住民自治協議会の設立及び活動に対し、地区内の状況を把握し、的確な助言をする等の支援が求められることから、地区活動支援担当に対する研修会の実施や情報提供等の支援を行う。

(1) 研修会の実施

住民自治組織の設立を支援した先進自治体の職員による研修会及び意見交換会を実施し、設立のためのノウハウなどについて研修を行う。

①開催時期

地区活動支援担当の異動に配慮し、平成 19 年 6 月頃に開催。

②講師（予定）

実際に住民自治組織の設立に携わった行政職員と住民の代表者。

(2) 先進地視察研修の実施

先進自治体の住民自治組織の設立過程や活動状況、行政の支援策等について習得する目的で、視察研修を実施する。

①視察先

(1) と連動する形で、実際の住民活動の視察を予定。

②視察時期

地区活動支援担当の異動に配慮し、平成 19 年 7 月頃に実施。

(3) 地区活動支援担当者会議の開催

各地区担当者間の情報交換・共有を行うため、定期的に担当者会議を実施する。

5 職員研修

都市内分権の推進に当たっては、市職員自らが行政職員としてどうあるべきか、市民は職員に何を求めているのかを的確に把握、理解して行動する必要がある。そのため、あらゆる機会を捉え、職員の理解を深める目的で研修を実施する。

(1) 全職員対象の講演会の実施

①開催時期

平成 19 年 10 月頃

②講師（予定）

- ・学識経験者 都市内分権の必要性や全国的な動きなどについての講演
- ・その他 実際の取り組み事例を紹介する

(2) 階層別研修

新規採用職員、採用 2 年目職員、技能労務職員、採用 5 年目職員、新任主査、新任係長に対する研修

(3) 地区別研修

市民との協働を進めていくに当たって、地区の状況を把握し、地区住民との良好な関係を構築していくために、各地区ごとに在住する職員を対象に研修を行う。

(4) 職場研修

所属長からの要請に応じて、都市内分権に関する職場研修を実施する。

6 市民活動保険制度創設の検討

自治会や住民自治協議会の活動中における事故などを救済することで、市民が安心かつ自立して活動に取り組めるとともに、住民参加によるまちづくりの促進を目的として市民活動保険制度の創設を検討する。

検討に当たっては、自治会・町内会活動保険、ボランティア保険をはじめ、市が加入している市民を対象とした各種保険や市民事故見舞金制度など、総合的な見直しについても併せて検討するものとする。

7 庁内における検討課題

都市内分権の推進に当たって検討すべき下記の課題について、庁内における調査・審議組織である「長野市都市内分権推進委員会」並びに下部組織である専門部会において調査・研究・検討を進める。

(1) 職員による支援等に関する課題

(支援職員専門部会・部会長は企画課長)

(2) 住民自治協議会の活動拠点の確保・整備等に関する課題

(活動拠点専門部会・部会長は庶務課長)

(3) 各種団体の見直し等に関する課題

(団体見直し専門部会・部会長は行政改革推進局課長)